



憲法をくらしの中に生かそう。 広島法律事務所通信



鳥取県智頭町の森林 撮影 松岡幸輝

残暑お見舞い申し上げます

先の参議院選挙の結果、自民党・公明党の与党に加え、憲法改正に積極的な日本維新の会・国民民主党の4党で、憲法改正の国会発議に必要な3分の2を衆参両院とも超えることになりました。

参院選終盤の街頭演説中に、安倍晋三元首相が銃撃され死亡しました。安倍氏がこのような形で命を奪われたことは、大変残念なことであり、哀悼の意を表します。しかし、そのこと、政治家である安倍氏に対する評価とは分けて考える必要があります。憲法9条のもとでは集団的自衛権行使は認められないという戦後政府が一貫してとってきた憲法解釈を一内閣の閣議決定で変更し、集団的自衛権行使を含む違憲の新安全保障法制を強行採決して成立させたこと、思想信条が安倍氏と近い森友学園に国有地を破格の値段で売却し、その過程を記載した公文書の改ざんが行われ、改ざんを指示された公務員が自殺に追い込まれたことなど、多くの未清算の問題が残っています。

ところが、政府は、安倍氏に「大勲位」の勲章を授与し、秋には「国葬」を行うことを決定するなど、死を悼む人間としての自然な感情を政治的に巧みに利用して、安倍氏を礼賛・神格化し、他方、安倍氏の残した未清算の問題を指摘し難い雰囲気醸成しています。ロシアのウクライナ侵攻を、中国や北朝鮮の脅威と結び付け、防衛力強化を煽る風潮の中、憲法が改正され、新安全保障法制により集団的自衛権行使が可能となった自衛隊が憲法に明記されるとどうなるか、雰囲気流されやすい国民性と相まって、いつかきた道に戻るのではないかと、強く危惧します。

日本国憲法はアジア・太平洋戦争の痛切な反省にたって制定されました。戦争を直接体験していない世代が大多数を占めるようになった今こそ、未来を生きる将来の世代のためにも、過去の歴史に学び、考え、行動することが求められています。

(弁護士 竹森雅泰)

二〇二二年夏 広島法律事務所員一同